

昭10
A
407

關東州の鑛業

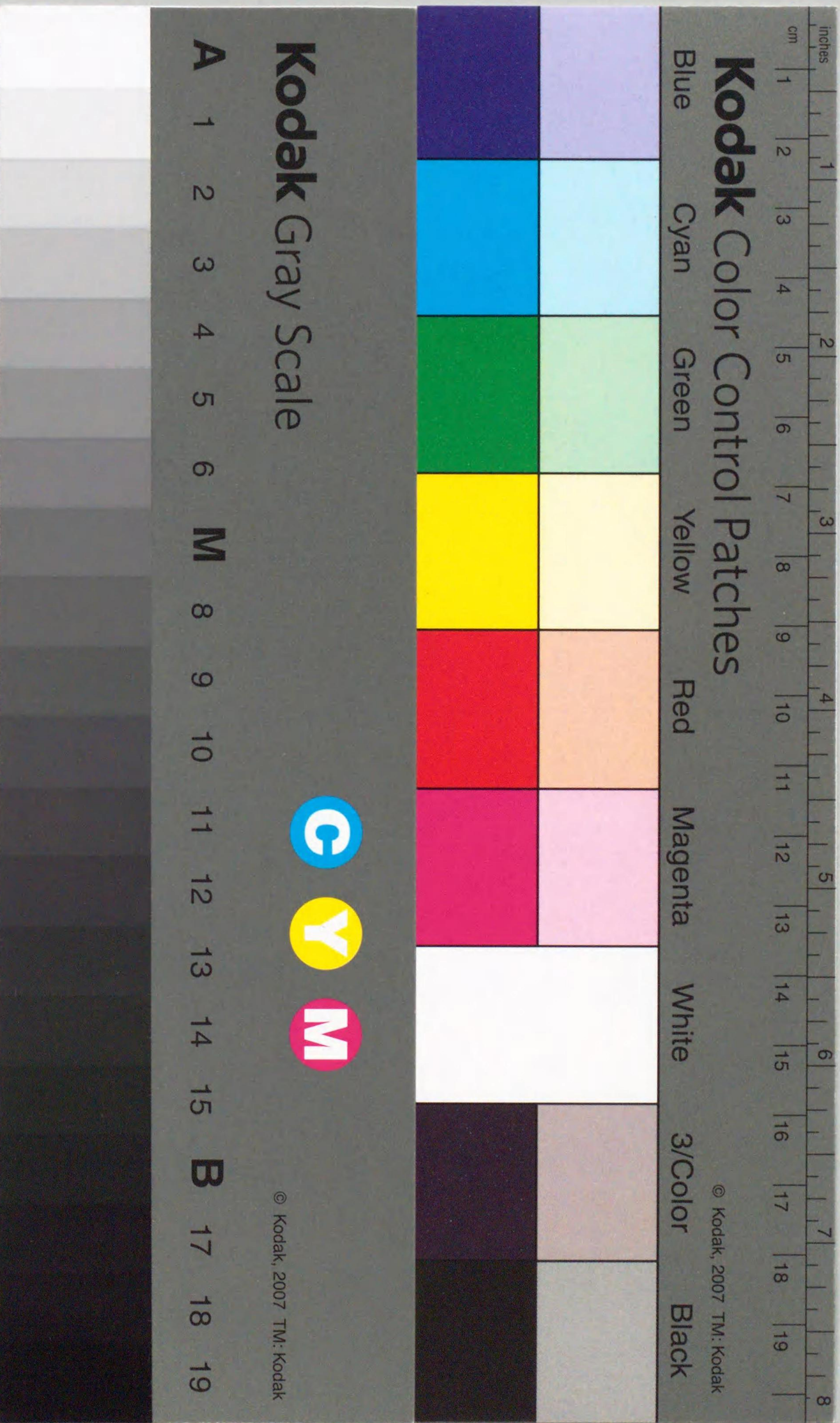
關東廳

立憲民政黨
政務調査館

10. 7. 10

昭10
A
407

昭和九年八月



DL7
4

昭10
A
407



735428

目次

一 緒 言.....	一
二 地 勢 及 地 質.....	一
三 各 種 鑛 產 物.....	五
附	
(一) 關東州內金鑛床概況.....	一
(二) 關東州鑛區一覽.....	二〇
(三) 關東州鑛業取締規則.....	三〇

關東州の鑛業

一 緒 言

鑛産物の實用性大にして必要缺くべからざる所以は日常萬般の事物に照して餘りに瞭にして茲に喋々を要せず、又一國として軍事上の獨立を保ち國際的經濟戰に覇者たらむとせば多くの鑛産物を所有し又は獲得することの緊要は識者の均しく認むる所にして、現今世界何れの國も鑛産物の威力に付日夜研究を怠らず之が獲得に汲々たる事實は此の消息を如實に物語れる所なり。

關東州内には地殻の構成上又山相上大鑛山の素質に乏しきが如きも、現今鑛業許可されたる鑛區に於ける鑛物の種類には苦灰石、石綿、金、石炭、鐵、重晶石、滿俺、螢石及硫化鐵の九種類あり、就中苦灰石、石綿及金を重要鑛物とす。此の外一般石材として取扱はるる中に重要な鑛物として石灰石、硅石、礬土鑛、金剛砂、大理石、長石等あり將來を囑目せらる。

二 地 勢 及 地 質

滿洲の中央部に位置する長白山脈の一連嶂は遼東の地に入りて千山々脈を爲し、此の千山々脈は蜿蜒として東北より西南に走れる山軸をなし金州に至り大和尚山となり、更に金州の地峽細頸を以て關東半島に繋かれ南山、南關嶺となり波狀を成し西々南に走り案子嶺、大孤山、東鷄冠山等の諸峯を屹立せしめ半島の先端に至り老鐵山となり遠く山

東省登州府に連り澎海灣の門扉をなす、此の山脈は遼東灣に注ぐ水と朝鮮灣に注ぐ水との分水嶺を構成するも、山脈は半島の中央に縦貫せずして西北部に偏し凡そ三分の一の位置に在り隨つて其の兩側に於て地勢を異にし東南側は山地の傾斜緩に河谷比較的廣くして淺く又百米突内外の丘陵地を構成し高原的の性質を示す、而して西北側は概して傾斜急、河谷深く山相亦峻なり。

分岐山列の主要なるものには大和尚山より岐れ東北に馳せ案子山、包子山の丘陵となり海中に没す、又大和尚山の東南に屹立する丘陵は大孤山半島にして大連半島と相對して大連灣を擁す。

大和尚山と相對し石河驛の東南に屹立するものは小黑山にして北方連花山に連り低級の丘陵地より崛起し山岳を成す、小黑山の南方は概ね傾斜緩慢なる丘陵起伏し衣家屯、劉家屯の南を過ぎ大和尚山に連接す、又一は衣家屯より岐れて西に馳せ金州の北方に來りて又二分し一は二十里臺の東に於て牛角山、半拉山、七頂山及椅子崗の諸峯となり海に沈み一は十三里臺を経て西に走り喬麥山子に至りて盡き金州灣に臨める一帯の山地を形成す。

案子嶺より東西に二派の副山列を出し東に走るものは歪頭山となり北沙河を横斷し大連灣頭に終り西するものは干大山及鳳凰山となり水師營の北部を過ぎ双島灣頭に至り海に没す。

半島の沿海は主山系に由て二分せられ其の外にあるものを黃海と云ひ内にあるものを澎海と言ふ、澎海の一部半島に接する所を特に遼東灣と稱す。

半島に於ける水系は極めて單純にして主系より東南面の水は黃海に注ぎ碧流河、大沙河、登沙河、青雲河等にして西方の水は遼東灣に注ぎ其の河床何れも短し故に河流と名づくべきは僅かに三十里堡川及金州城の北部を流るゝ北大河あるに過ぎず。

半島の地は兎角岩石礫々樹木稀少にして秃山多くして雨量に乏しく諸流平素水涸し何床の土砂を示すも一朝降雨に逢ふときは氾濫其の度なきが如し。

本區域を構成する地質は大體に於て左記の如く基岩は片麻岩系の岩石にして水成岩は不整合に之を被覆して堆積し花崗岩、石英班岩、閃綠岩等の如き火成岩之を貫き岩脈狀を成す。

(一) 片麻岩系

(二) 水成岩類

前寒武利亞層

寒武利亞層

二疊石炭紀層

中生層

第四紀層

(三) 火成岩類

花崗岩

石英班岩

閃綠岩

片麻岩系は主に海岸線に並行して大和尚山以北及貔子窩の間に露はれ東北より西南に走り東南或は西北に傾斜して背斜層を成し其の上に古生層を戴くも大和尚山の北部梅家屯附近に於て局部的の變動を起し西北より東南に走、東北

に傾くものあり。

前寒武利亞層は白色硅岩、硅板岩、粘板岩(千枚岩状又は綠泥片岩状に變することあり)雲母粘板岩等の互層より成り片麻岩系を被覆し大和尚山の山塊を構成し南に延びて遂に大連灣に於て没し再び小平島附近の地盤を成し旅順口の西老鐵山の山貌を顯出して海に没す更に北方普蘭店附近に其の構成を見る。

寒武利亞層は水成岩中最も廣區域に發達せるものにして渦卷状石灰岩、赤紫色頁岩、灰藍色板状石灰岩、千枚岩状頁岩、硅板岩及硅質沙岩の累層より成り頁岩中には化石を産することあり。金州、三十里堡、大房身、南關嶺、周水子及營城子附近に之が大岩層を見る。

二疊石炭紀層は金州の東方五里董家溝に於て狭小なる區域に露はれ砂岩、頁岩、礫土質、石灰岩及石炭層の互層より成る、又金州の北方西海岸に面したる大魏家屯會石灰岩屯及老虎山會七頂山に同紀下部岩層の賦存を見る。

中生層は普蘭店附近より北方州外瓦房店に至る狭長なる區域をなして露はれ砂岩、頁岩、礫岩及石灰岩より成り瓦房店にては炭層を埋藏せり。

第四紀層は水成岩中最新期の生成に屬し砂礫及土壤等より成り山岳丘陵の脚麓に沿ふて階段又は平地となり或は河岸に沿ひ堆積して平地となる。

花崗岩は黑雲母花崗岩多くして石英、正長石及黑雲母を主成分とし粗粒質より細粒質に至り屢々剝理を示すことあり碧流河沿岸、黃銅子、石河驛等に露出するもの是なり。

石英斑岩は白色の岩石にして石英及正長石を有し梅花屯、破車溝、杜家屯等に於て片麻岩中に迸發し岩脈を構成す。閃綠岩は綠色角閃石及白色或は淡紅色なる長石の班晶を有し班状閃綠岩の構造を示し前寒武利亞或は寒武利亞層中

各地に岩床をなして露出す。

三 各種鑛産物

(イ) 苦 灰 石

苦灰石の用途は種々あるも製鐵鋼業上高熱爐の耐火材料及硝子配合劑竝に一般高級塗料原料として主に使用せらる、州内苦灰石の鑛床は稀に見る大鑛床にして寒武利亞層石灰岩中所々に閃綠岩の噴出あり其の接觸部附近に産し鑛量豊富、品質優良、運輸至便等多くの優越點を有す、元來本鑛石は日本内地には其の埋藏極めて貧弱にして現今八幡製鐵所を初めとし内地各地製鋼所竝に硝子工場にては其の所要苦灰石の大半は關東州産苦灰石を以て充當するの實情にして斯界の注意を喚起する所となり將來を囑目せらる、之が主要産地は大連、旅順、金州各民政署管内に廣く亘り就中海猫屯會、南關嶺會、革鎮堡會及營城子會を著名とす、最近一年の産額は約十五萬噸に達し其の内十萬噸は八幡製鐵所竝に阪神方面に輸出供給され五萬噸餘は山元及大連方面にて高級塗料原料に供せらる、採掘は從來凡て露天手掘發破によれるも最近南關嶺鑛山に於て電氣鑿岩機試驗中なり。

苦 灰 石 分 析 (百分率)

種 別	硅 酸 外	礫 土 分	酸 化 鐵	石 灰 分	苦 土 分	灼 熱 減 量
黒 色 苦 灰 石	二・七七	一	〇・九八	二九・六六	二一・一〇	四五・三七
白 色 苦 灰 石	一五・二八	一・一九	〇・七〇	三三・六二	一七・三二	三一・三九

(口) 石綿

石綿の鑛床は州内各所に點在するも現今稼行中のものは金州民政署管内和尚屯石綿鑛山あるのみなり、最近一年の産額は百吨内外にして精鑛として大阪に輸出せられ防火防温材に供せらる。

和尚屯石綿鑛山概況

本鑛山は金州驛の東方三里強董家溝會和尚屯に在り大和尚山の東側山麓に位し車馬往來し交通比較的便利なり。地質、寒武利亞紀の石灰岩を大部分とし一部粘板岩地帯あり岩走略々東北にして東南に傾斜し石灰岩は概ね暗灰色を呈す、石灰岩を貫きて閃綠岩の噴出あり兩岩の接觸部附近の石灰岩は變質し硅質を帯び堅緻となり白色に淡青色を交へ頗る美觀を呈す此の變質岩層中に石綿脈を胚胎す。

閃綠岩の噴出箇所は鑛區内二箇所に見られ各々小丘陵を成し西側石灰岩との接觸部にA及B二條の石綿鑛床あり各々北々東の走向を成し東方に傾斜す。

A鑛床、鑛區の西側北々東乃至南北の走向を示し東方に傾斜する現今採掘中の主要鑛床なり、走向露頭の延長約四千二百尺、傾斜は北端に於て四十度内外、南端に於て六十五度内外を示す、又傾斜方向の賦存延長は試錐其の他適確なる結果無きを以て正確を缺くも現今採掘中の傾斜最下低(露頭より約百二十尺)に於ける鑛床狀況は依然上部と同様に別段の變化を見ず鑛勢優良なるに鑑み相當深部迄持續賦存するものと推定を下すに難からず、鑛床の幅員は鑛帶全幅にて十九尺内外を示すも此の中下鑛側七尺及上鑛側五尺並に中央部二尺には未だ石綿脈の存在を見ず、而して中央二尺の鑛帶部の上部二尺の鑛帶中に脈幅二、三分乃至二寸の石綿脈二條及同下部三尺の鑛帶中に同様脈幅の石綿脈四條を胚胎す而して之等鑛脈は又往々にして二條或は三條が相合して一條となることもある、脈幅の平均合計は現

の鑛床狀況より推し三寸内外と見るを適當と認めらる。又鑛床賦存と地形的關係は採掘上頗る好都合なり。

B鑛床、鑛區の中央部鑛業事務所の西側閃綠岩と石灰岩との接觸部に北々東の走向を以て東方に三十五度乃至五十五度の傾斜をなす、露頭走向の延長六百尺を示す、A鑛床同様の狀況を呈するも概して劣れるが如し。

石綿鑛質、纖維は脈壁面に直角に排列されたるを以て脈幅と同様二、三分乃至二寸位なり、色は白色又は淡青色を呈し絹糸様光澤強く頗る美麗にして品質優良なり、只前記の通纖維短きを缺點とす。

分析表 (百分率)

石	綿	SiO ₂	MgO	Al ₂ O ₃	CaO
		三七・五	三九・八	七・六	六・八

稼行狀況、大正二年鑛業許可以來稼行中の良鑛山にして許可當初はB鑛床を採掘せるも不成績に終り、引續きA鑛床を採掘するに及び好成绩を以て今日に至れり、採掘方法は露頭掘割式坑内掘にして現今鑛床南部に第一、第二、第三、及第四の四坑を開鑿され第一坑に於ては露頭部より百二十尺の卸底を採鑛中なり通氣は自然通風により湧水は極めて少量にして手波みによる、運鑛は擔き揚げ及び手捲により掘鑿は手掘發破を用ふ、採掘されたる鑛石は坑内手選により母岩と別ち石綿鑛は之を坑外に搬出し更に人力小割選鑛を以て手選し選鑛所に運ばる、選鑛所に於ては篩、唐箕等を使用して上鑛、普鑛、廢石に選別し普鑛は碾盤にて碎鑛し上鑛と共に水洗壓搾除水天日乾燥の順序を経て精鑛とし需要地に搬送す。

累年産額表

年 別	數量 噸	金 高	年 別	數量 噸	金 高
昭和二年	五八	一四、九〇〇 <small>甲</small>	昭和六年	一〇四	二七、七三五 <small>甲</small>
同 三年	八六	二一、六六五	同 七年	一三〇	四三、〇七九
同 四年	一一三	二八、二四八	同 八年	一〇六	二六、五六五
同 五年	一一〇	二八、九六二			

(六) 金 鑛

金竝に砂金鑛床は州内各所に分布し範圍頗る廣きも未だ大規模の金山發見されず、然るに含金品位頗る高率なるもの所々に發見され最近貔子窩民政署管内崔家屯金山に於て微晶質黃鐵鑛中に含金萬分中一乃至二の良鑛を採掘中なり、此の外杜家屯金山、老鐵山等相當古き歴史を有する金山あるも現今何れも休山中なり、別紙附表を以て州内金鑛床の狀況を示す。

(ニ) 石 炭

石炭の埋藏分布は極めて尠く金州民政署管内董家溝炭鑛を以て現在唯一の産地とす、炭田一帯の地質は片麻岩及前寒武利亞層、寒武利亞層竝に二疊石炭紀層より成り夾炭層は海百合石灰岩を基磐とし二疊石炭紀層の頁岩、砂岩及石灰岩と互層を成して存在す、炭層は二枚乃至三枚ありと稱するも既往採炭せるものは一層にして幅員一尺乃至十尺なり、炭質は脆弱、粉碎し易く火力強大なる無煙炭なり、然るに夾炭層區域狭く大規模の稼行に不適當なるを遺憾とす。

(ホ) 鐵 鑛

本鑛床は州内到的所に點在すると雖も鑛量稍々豊富なるものは品質劣り品質優良なるものは鑛量尠く概して稼行價值低きが如し、然れども亦小規模に於ては相當稼行價值を認めらるゝものなしとせず、歐洲大戰當時製鐵業の勃興と共に探鑛大に進展し大正八年末には鑛區數七十一鑛區の多きに達したることあるも現今僅かに六鑛區を残し他は全部廢業せるの實情なり。

主要産地は金州、普蘭店にして又大連、旅順方面にも大小幾多の鐵鑛床を分賦せらる。

鑛床は多く片麻岩、硅岩、硅質砂岩、粘板岩、頁岩、石灰岩等の中に胚胎され褐鐵鑛、赤鐵鑛、磁鐵鑛を産し浸染狀、ポケツト狀、層狀等を成し又多くの轉石散在するを普通とす。

(ヘ) 重 晶 石

鑛區數に於ては全鑛區數の大半を占め七十九鑛區に達するも之が實質貧弱なる如く大規模には不適當なり。主要産地は普蘭店民政署管内長山寺會を中心とし山岳、丘陵地一圓に亘る。

鑛床は石英を隨伴して片麻岩中に鑛脈を成すものと中世層を貫通する細脈中に石英と共存するものとあり鍾幅は五寸乃至一尺五寸を普通とす、品質は比較的佳とするも鑛量少きを遺憾とす、又隨伴鑛物として螢石及方鉛鑛等あり

(ト) 滿 俺 鑛

滿俺鑛床として特に見るべきもの無く普蘭店民政署管内に貧弱なる含滿俺鑛床あるのみにして未だ之が稼行價值判然せず。

(チ) 硫 化 鐵 鑛

金州民政署管内に貧弱なる硫化鐵鑛床あるの外未だ稼行に堪ゆるもの發見せられず。

(リ) 螢石

普蘭店民政署管内長山寺會に於て片麻岩を貫きたる石英脈重晶石と隨伴する鑛床を發見せられ稍々望みを囑せられ近く採掘着手の豫定なり。

(ヌ) 水鉛鑛

貔子窩民政署管内城子瞳會に於て花崗岩中に水鉛鑛微脈の發見あるも未だ稼行價値を認めらるるに至らず。

(ル) 石灰石、礬土鑛(硬質耐火粘土)、大理石、矽石及金剛砂

前項迄に述べたる鑛物は關東州鑛業取締規則中の鑛物なるも此の外石材採掘規則によりて稼行中の鑛物に石灰石(石灰、セメント、硝子及製鐵用)、礬土鑛(耐火煉瓦及アルミナ原料)、矽石(耐火材料及硝子原料)、金剛砂(研磨材)及大理石(建築器具用)等相等重要なものあり。

石灰石は金州、大連及旅順の各民政署管内に互り頗る廣範圍に埋藏され鑛量豊富、品質優良其の利用目的に適し現今周水子の小野田セメント原料及鞍山製鐵所の銑鐵製造用として大連民政署管内に於て大規模の採掘あり。

礬土鑛は現今耐火煉瓦原料として採掘中なるもアルミナ原鑛石として重要視せられ研究中なり、産地は金州民政署管内に在り二疊石炭紀層の下層部に埋藏せられ鑛量相當豊富にして又品質優良のもの尠からず將來を囑目せらるる大理石は渦卷大理石を主とし白色系のもの之に次ぐ、主要産地は三十里堡會、正明寺會、南關嶺會及旅順附近とす。矽石は旅順、大連及普蘭店民政署管内を主要産地とし品質比較的優良にして硝子原料並に耐火材料として需要多し。

金剛砂は海洋島並に獐子島に産し鑛量豊富にして將來を囑目せらるる。

附 表

(一) 關東州内金鑛床概況

(一) 山 金 鑛 床

産地名	位 置	地 質、鑛 床	走 向	傾 斜	脈 幅	延 長	含 金 品 位%
老 鐵 山	旅順市の西南一里半老鐵山の東北麓に在り南北約一里東西約半量の地域を占む	地質は珪岩、雲母片岩及石灰岩より成り鑛床は此の内に胚胎する含金石英脈にして幅一尺乃至五、六尺に達し其の數約二十三條に及ぶ、脈石は黃鐵鑛を隨伴し含金は此の部分に高し	二 東十北 十 西五北 三 西十北 二 東十北	度 東南 四十度二 度 西南 三十度一 度 東北 四十度一 度 東北 三十度一	尺 不 尺 千 尺 千 一尺乃至二尺千三百尺	明 明 尺 痕 明	〇、〇〇〇五九 〇、〇〇〇二九 〇、〇〇〇七一

孫家溝	隋家屯	姜家樓	老龍頭	鍋頂山	尹家屯
長山寺派出所の南方約一里孫家溝と官家屯の間の丘陵に在り	長山寺派出所の南約二里大沙河支流を遡り隋家屯の西邊山脈中に在り	隋家屯鑛脈の西に河を隔て、相對す	姜家樓を北に下ること半里狗子溝部落の西南三丁峠の頂上	長山寺派出所の南方一里餘鍋頂山の南方三丁餘山咀派出所より三十里堡河を東に遡ること十五町	山咀派出所より河を東上すること二十二丁鑛脈の北方に在り
片麻岩中に在る石英脈にして硫化鐵鑛を隨伴す	片麻岩中の石英脈、運鑛岩は石英斑岩、隨伴鑛物は黃鐵鑛	片麻岩中の石英脈なり	片麻岩中石英の脈なり	花崗質片麻岩中の石英脈にして其中央部は重晶石脈を夾み閃亜鉛鑛を伴ふ	片麻岩中の白色石英脈なり
三 東十北	三 東十北	不	南	二 東十北	東
度西北七十度三尺乃至六尺三千尺	度西々北八十度二寸乃至八寸二千尺	明不	北東八十度三寸不	度西北七十度二尺不	西不
明一	明三	明三	明一	明一	明一
尺四	尺四	尺四	尺三	尺三	尺三
百尺	百尺	百尺	百尺	百尺	百尺
明痕	明痕	明痕	明痕	明痕	明痕
〇、〇〇〇二八	〇、〇〇〇一六二 (含金不同)	〇、〇〇〇一一	〇、〇〇〇六五	〇、〇〇〇六五	〇、〇〇〇六五
跡	跡	跡	跡	跡	跡

北馬家屯	金廠屯	快馬廠	大石山	二道溝	蠶廠
崔家屯派出所の東北東約一里復州王家屯に通ずる里道丘陵地	城子嶺の北々西半里丘陵地に在り	快馬廠派出所の東方山脈中に在り	山咀派出所の東一里老座山の頂上	山咀派出所の西約八丁の地點	山咀派出所より河を東上すること二十二丁鑛脈の北方に在り
變成岩、粘板岩中に在る石英脈にして少量の鐵、鉛、銅の硫化物を伴ふ運鑛岩は閃綠岩及花崗岩なるか	綠簾片麻岩中に斑岩、閃綠岩の貫通あり其の接觸部に石英脈を賦存す	硅岩中に網狀浸染せる鑛床なり	隣閃片麻岩中の石英脈	角閃片麻岩中の石英脈	片麻岩中の白色石英脈なり
東	不	不	六 西十北	二 東十北	東
西北に傾斜一寸乃至一尺	明不	明不	度不	度西北十度二尺乃至三尺三千尺	西不
膨縮甚し	明一寸乃至三寸不	明不	明五	明五	明一
六百尺	明痕	明痕	尺不	尺不	尺不
乃至〇、〇〇〇四〇〇	明痕	明痕	明痕	明痕	明痕
〇、〇〇〇二八	〇、〇〇〇一六二 (含金不同)	〇、〇〇〇一一	〇、〇〇〇六五	〇、〇〇〇六五	〇、〇〇〇六五
跡	跡	跡	跡	跡	跡

産地名	位	置	地	質、鑛	床	砂金層の厚さ	表土の厚さ	含金量	
梅家屯	亮甲店の西一里半、三	梅家屯河流域約一里砂金地帯の幅	六寸乃至五尺平均一尺	一尺乃至十五尺	九十萬分の一				
(二) 砂 金 鑛 床									
矮子溝屯	矮子溝屯ヨリ東ニ登ルコト三丁	矮子溝屯	一號金鍾	三	東十北	度東南	六十五度二	尺三千尺痕	〇、〇〇〇三〇
山腹一號鍾ノ東二丁山頂	同	同	二號金鍾	二	東十北	度東南	六十五度四	尺五千尺痕	〇、〇〇〇三〇
二號金鍾ノ東百尺	同	同	三號金鍾	四	東十北	度東南	六十五度四	尺不	〇、〇〇〇三〇
三號金鍾ノ東百尺	同	同	四號金鍾	三	東十北	度東南	六十五度一	尺不	〇、〇〇〇三〇
四號金鍾ノ東二丁山腹	同	同	五號金鍾	三	東十北	度東南	六十五度三	尺八千尺	〇、〇〇〇四〇
金山屯	長山寺ノ東金山屯ノ西溪谷三丁	金山屯	金通	八	西十北	度東北	三十八度一	尺不	〇、〇〇〇四〇
小馬家屯	長山寺ノ東北小馬家屯ノ側	小馬家屯	金通	二	西十五北	度東北	四十度二	尺五寸千	〇、〇〇〇三〇
杏花村	杏花村の西小山頂上	杏花村	一號鍾	五	東十北	度直	立四	尺六千尺	〇、〇〇〇三〇
一號鍾の東約百尺併行脈	同	同	二號鍾	五	東十北	度直	立四	尺六千尺痕	〇、〇〇〇三〇
杏花村の東流谷中	同	同	三號鍾	四	東十北	度西北	七十度二	尺不	〇、〇〇〇二五
杏花村の北小李家屯の西	同	同	四號鍾	十	東北	度東南	八十五度三	尺不	〇、〇〇〇一二
杏花村の東小山頂上	同	同	五號鍾	四	東十北	度東南	七十度	尺三千尺	〇、〇〇〇三〇
潘家屯	矮子溝屯より潘家屯に至る丘上	潘家屯	一號鍾	六	東十北	度西北	五十度四	尺千五百尺	〇、〇〇〇三〇
一號鍾の東約百尺	同	同	二號鍾	東	西北	二十五度一	尺不	明痕	〇、〇〇〇三〇

長山寺派出所北所部
 中生層の砂岩、頁岩粘板岩、礫石及片麻岩中の石英脈にして重晶石及硫化鐵を随伴す、又時に閃亜鉛鑛及方鉛鑛、貴銅鑛を伴ふことあり

北河口	大連市より小平島に至る道路側北河口(大連より約四里半)に在り南方は海に面す	二百尺乃至六百尺 基岩は片麻岩にして石英斑岩の貫入あり 砂金層は岩磐に接す	〇、三米乃至〇、五米	三米乃至五米	不	明
長龍地	二十里臺驛の東約一里東溝溪流の下位(初家屯の西約一里)	基岩は片麻岩にして附近に石英脈あり砂金層は溪流岩磐に接し存在す河幅四十間、延長四十丁餘	二尺	七尺	尺	尺
劉家店會	長龍地の東約一里		二尺乃至三尺	一尺乃至五尺	不	明
趙家屯	初家屯の西約半里	河幅約十間の河底岩磐に接し存在す	二尺	六尺	尺	尺
尤家屯	金州の東北約三里大和尚山の東麓觀音閣の南	基岩は片麻岩及硅岩より成り砂金層は岩磐に接し存在す	二尺乃至三尺	淺	尺	尺
勝水子	旅順市の西二里老鐵山麓		一尺乃至三尺	十尺	尺	尺
老鐵山	長山寺派出所の東十五丁魏子窩街道金家屯より西北の谿間	谿中五間乃至六間延長三丁途の間に岩磐に接し存在す	不	明	十五尺	不
金家屯						

小馬家屯	長山寺派出所の東北約十五丁金家屯に東接する谿間	谿巾約一丁延長約五丁の間に岩磐に接し存在す	不	明	不	明	不	良		
金廠川	長山寺派出所の西西南一里半鑛洞山の西麓を北流する金廠川(袁家屯金山に接す)	基岩は硅岩、石灰岩並に中生層岩石にして川幅約一丁、延長五、六丁、岩磐に接し存在す	不	明	五尺乃至六尺	尺	尺	稍	良	
衣家屯	趙家屯の東約一里	基岩、片麻岩にして流域狭小なり	不	明	不	明	明	稍	良	
初家店	亮甲店の西南約二里、劉家店派出所の北一里三十里堡川の上流	川幅約六間にして延長三丁餘	二	尺	五尺乃至六尺	尺	尺	不	良	
破車溝	華家屯の東北約一里、長嶺寺派出所の西北一里壽利河の支流	川幅約六間にして延長三丁餘	二	尺	五尺乃至六尺	尺	尺	不	良	
柏嵐子屯	趙家屯の南方約一里	基岩は黒雲母片麻岩							不	良
張家溝	亮甲店の西南約一里								不	良
徐家屯	張家溝の西方約一里								不	良
小袁家屯	普蘭店の東南約二里								不	良

鑛區所在地	馬家屯會	鑛區番號	一三三	鑛區坪數	六八〇	許可年月	大正七、二	鑛業人	是枝隆定	住	大連市黑礁屯
	小孤山會	鑛區番號	一四	鑛區坪數	一三〇〇	許可年月	同 七、五	鑛業人	同	住	同
政署蘭管店內民	三十里堡會	鑛區番號	一五	鑛區坪數	六〇五	許可年月	同 七、一	鑛業人	同	住	同
	普蘭店會	鑛區番號	三三 三五 三六	鑛區坪數	三〇〇〇 七三五 一四、〇〇	許可年月	昭和一六、三 同 六、一	鑛業人	山本義一郎 同 人	住	立山櫻桃園

鑛化 鑛一 鑛區 二七、〇八二坪 昭和八年產額

鑛區所在地	大連民政署管內	鑛區番號	三三	鑛區坪數	七〇三	許可年月	大正一五、一	鑛業人	小山田篤太郎 外三名	住	大連市山縣通二〇一
	滿 僱	鑛區番號	二二	鑛區坪數	七二、八三八坪	許可年月	同	鑛業人	同	住	同
政署蘭管店內民	長山寺會	鑛區番號	三三	鑛區坪數	八五三	許可年月	昭和三、五	鑛業人	大久保俊逸	住	撫順東七條通
	三十里堡會	鑛區番號	三四	鑛區坪數	三、三五	許可年月	同 四、三	鑛業人	岩本米三郎 外一名	住	大連市同春街

滿 僱 鑛二 鑛區 七二、八三八坪 昭和八年產額

石 綿 鑛 六鑛區 三九九、六九六坪 昭和八年產額 數量 一〇六噸 金額 二六、五六五圓

鑛區所在地	大連民政署管內	鑛區番號	二〇	鑛區坪數	六三三	許可年月	大正三、八	鑛業人	是枝隆定	住	大連市黑礁屯
	董家溝會	鑛區番號	七	鑛區坪數	二六四九	許可年月	同 二、一	鑛業人	是枝隆定 外一名	住	同
金州民政署管內	玉皇頂會	鑛區番號	八	鑛區坪數	五〇〇〇	許可年月	同	鑛業人	同	住	同
	大孤山會	鑛區番號	九	鑛區坪數	七三五	許可年月	同 三、八	鑛業人	同	住	同
政署蘭管店內民	四道河子會	鑛區番號	六 〇	鑛區坪數	四四〇〇 九〇〇	許可年月	大正三、八 同 五、六	鑛業人	是枝隆定 外一名	住	大連市黑礁屯

石 炭 鑛二 鑛區 二、六一五、〇〇〇坪 昭和八年產額

鑛區所在地	董家溝會	鑛區番號	一 二	鑛區坪數	一、〇〇〇〇 八五〇〇	許可年月	大正二、二 昭和 三、一	鑛業人	玉手弘 同 人	住	大阪府豐能郡中豐島村二九八
-------	------	------	--------	------	----------------	------	-----------------	-----	------------	---	---------------

重 晶 石 鑛 七九鑛區 四二二、一九八坪 昭和八年產額

政署管内	店民	長山寺會	三六	三六〇	昭和二、一二	滿鐵會社	住	所
大連民政署管内	革鎮堡會	三五 三五 三五 三五 三五	四九 四九 四九 四九 四九	昭和二、一四、九	同	同	同	同
金山民政署管内	南山會	二四	六五〇〇	同	六、一一	加藤外武雄	大連市播磨町	昭和八年產額

重晶石及螢石鑛 一鑛區

二二、六六〇坪

昭和八年產額

(三) 關東州鑛業取締規則

大正二年十一月九日
關東都督府令第三十四號
改正 大正七年第二二號

關東州鑛業取締規則左ノ通定ム

關東州鑛業取締規則

第一條 本令ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ採掘、採取及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

前項鑛物ノ種類ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 鑛物ノ未タ採掘又ハ採取セサルモノハ政府ノ所有トス

第三條 鑛業ヲ爲サムトスル者ハ鑛物ノ種類ヲ明記シ左ノ事項ヲ具シタル鑛區圖ヲ添附シテ關東(都督)ニ出願スヘシ

一 地域及其ノ種目

二 面積

三 南北線

四 縮尺

五 二箇以上ノ不動基點竝其ノ名稱及特徵

六 地域ノ各隅トナルヘキ測點竝其ノ番號

七 境界線竝基點ト連結シタル測點間ノ方位及其ノ間數

八 地域及附近ニ於ケル他ノ鑛業トノ關係

九 地域及其ノ附近ニ於ケル鑛床ノ露頭其ノ走向、傾斜

十 地域及其ノ附近ニ於ケル地形其ノ他第四條第五條ニ記載シタルモノ

第四條 防禦營造物地帯第一區、第二區及火藥庫若クハ彈藥庫ノ周圍三百間以内ノ地域ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ

非サレハ之ヲ鑛區ト爲シ又ハ鑛業ノ爲使用スルコトヲ得ス

第五條 鐵道、軌道、社寺境内地、墓地、公園地其ノ他ノ營造物及建物ノ地表地下トモ其ノ周圍三十間以内ノ地域ハ

各其ノ所有者其ノ他關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ之ヲ鑛區(砂鑛區ヲ除ク)ト爲シ又ハ鑛業(砂鑛業)ヲ除クノ爲
使用スルコトヲ得ス但シ所有者其ノ他ノ關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 砂鑛出願地他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ承諾ヲ受クヘシ

土地ノ所有者ハ自ラ砂鑛業ノ出願ヲ爲ストキノ外前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 前二條ノ承諾ヲ拒マレタルトキ又ハ承諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ出願者ノ請求ニ依リ民政署長又ハ支署長
之ヲ裁定ス

第八條 鑛業許可ノ出願ヲ爲サムトスル者ハ所轄民政署長又ハ支署長ノ許可ヲ得テ測量又ハ調査ノ爲他人ノ土地ヲ使
用スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ民政署長又ハ支署長ハ之ヲ土地ノ占有者ニ通知スヘシ

第九條 同一地域ニ付鑛業出願人數人アルトキハ適當ト認ムル一人又ハ數人ニ之ヲ許可スルコトヲ得

第十條 鑛業出願地他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ異種ノ鑛物ナルトキ關東(都督)ハ之ヲ鑛業權者ニ通知スヘシ

鑛業權者ハ前項ノ通知アリタル日ヨリ三十日以内ニ自ラ其ノ鑛業ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス

第一項及第二項ノ規定ハ豫メ鑛業權者ノ承諾ヲ得タル場合ニ之ヲ適用セス

第十條ノ二 鑛業出願者ハ其ノ鑛業出願地ノ變更ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ願書ニハ其ノ理由書並新舊出願地ノ關係ヲ明示セル圖面ヲ添附スヘシ

第十一條 共同出願人ハ願書ト共ニ連署シタル總代選定ノ願書ヲ差出スヘシ總代ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ願書ニ

總代ヲ表示シテ願書ニ代フルコトヲ得

總代ハ政府ニ對シ共同出願人ヲ代表ス但シ出願ノ取下、區域増減ノ願出又ハ出願人名義變更ノ届出ヲ爲ス場合ニ於
テハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ名義變更其ノ他ノ事由ニ依リ鑛業權二人以上トナリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 鑛業權者自ラ鑛業ヲ管理セサルトキハ鑛業代理人ヲ選定シ連署シタル願書ヲ差出スヘシ鑛業代理人ヲ變更
シタルトキ亦同シ

第十三條 鑛業權者ハ其ノ鑛區増減分割若ハ合併ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ願書ニハ其ノ理由書並地域ノ關係ヲ明示スル圖面ヲ添附スヘシ

第十四條 鑛業權ハ許可ヲ得テ之ヲ相續又ハ讓渡スル場合ノ外權利ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第十五條 鑛業權者ハ鑛業上必要アルトキハ所轄民政署長又ハ支署長ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ民政署長又ハ支署長ハ之ヲ土地ノ權利者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ノ後鑛業權者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地ノ權利者ニ協議スヘシ

前三項ノ規定ハ豫メ土地ノ權利者ノ承諾ヲ得タル場合ニハ之ヲ適用セス

第十六條 土地ノ使用二年以上ニ互ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ土地ノ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコト
ヲ得

土地ヲ收用スルトキハ收用ノ時ニ於テ所有權ハ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

前二項ノ規定ハ第六條ノ土地ノ所有者ニ之ヲ準用ス

第十七條 土地ノ使用又ハ收用スルトキハ鑛業權者ハ土地ノ權利者ニ補償金ヲ支拂フヘシ他人ノ所有地ニ於テ砂鑛ヲ採取スルトキ亦同シ

第十八條 土地ノ使用若ハ收用又ハ補償金額ニ付協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ鑛業權者又ハ土地ノ權利者ノ請求ニ依リ民政署長又ハ支署長之ヲ裁定ス

第十八條ノ二 鑛業ニ關シテ出願ヲ爲ス者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

一 鑛業出願手数料

每一件 二十圓

二 鑛業出願地變更願手数料

增區又ハ増減區

每一件 十圓

減區

每一件 五圓

三 鑛區變更手数料

增區、増減區、分割、合併

每一件 十圓

減區

每一件 五圓

四 鑛業權者名義變更願手数料

相續

每一件 三圓

讓渡

每一件 十圓

前各號ノ手数料ハ砂鑛ノ場合ニ於テハ總テ半額トス

第十九條 鑛業權者ニハ鑛區使用料ヲ課ス

鑛區使用料ハ鑛區一千坪毎ニ毎年金十錢トス但シ一千坪未滿ハ之ヲ一千坪ト看做ス

鑛區使用料ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ前納スヘシ

鑛業ノ許可アリタル年ニ係ル鑛區使用料及鑛區ノ増加ニ依リ新ニ賦課スル鑛區使用料ニシテ増加アリタル年ニ係ルモノハ之ヲ即納スヘシ

前項ニ依リ納付スヘキ鑛區使用料ノ關係ニ付テハ相續ト看做ス

本條ニ基ク共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

第二十條 削除

第二十一條 鑛業ニ著手シタルトキ又ハ六十日以上鑛業ヲ休止セムトスルトキハ關東(都督)ニ届出ツヘシ休業期間内ニ事業ニ著手シタルトキ亦同シ

第二十二條 鑛業公益ニ害アリ又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキハ關東(都督)ハ鑛業ノ許可ヲ取消シ又ハ鑛業ノ停止改良若ハ危險ノ豫防ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ關東(都督)ハ鑛業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 許可ヲ受ケタル日ヨリ正當ノ理由ナクシテ一年以内ニ鑛業ニ著手セサルトキ若ハ一年以上休業シタルトキ
- 二 本令又ハ本令ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ
- 三 詐欺又ハ錯誤ニ因リ許可ヲ與ヘタルトキヲ發見シタルトキ

第二十四條 鑛業許可ノ取消又ハ鑛業廢止ノ後ト雖一箇年以内ニ限り關東(都督)ハ鑛業權ヲ有セシ者ニ對シ保安ノ爲必要ト認ムル措置ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ其ノ命令ノ範圍内ニ於テ之ヲ鑛業權者ト看做ス

第二十五條 許可ヲ得スシテ鑛業ヲ爲シタル者、鑛區外ニ侵掘シタル者又ハ詐欺ニ因リ鑛業ノ許可ヲ得タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

過失ニ因リ鑛區外ニ侵掘シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第四條若ハ第五條ノ規定ニ違反シ又ハ第二十二條若ハ第二十四條ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第十一條、第十二條及第二十一條ニ依ル届出ヲ怠リタル者又ハ第八條及第十五條ニ依ル許可ヲ得スシテ他人ノ土地ヲ使用シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十八條 鑛業權者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ鑛業權者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ鑛業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 鑛業權者ハ其ノ從業者カ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキト雖自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第三十一條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス但シ同法中三百圓以下ノ罰金トアルハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料トス

附 則

第三十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 本令公布前關東(都督)ニ於テ許可シタル鑛業ハ本令公布ノ日ニ於テ本令ニ依リ許可シタルモノト看做ス

第三十四條 露曆一九〇一年六月十八日發布ノ露國關東州長官命令第三十九號臨時關東州鑛業規則ニ基キ關東州鑛區分界確定證書登錄簿又ハ發見届(假試掘終了届)登錄簿ニ登錄セラレ日本政府ヨリ其ノ權利ヲ確認セラレタル者ハ證據書類ヲ添附シ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ關東(都督)ニ届出ツヘシ但シ發見届(假試掘終了届)登錄簿ニ登錄セラレタル者ニ在リテハ第三條ノ規定ニ準據スルコトヲ要ス

前項ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テ鑛區カ第四條乃至第六條ニ規定セル地域内ニ在ルトキハ所轄官廳ノ許可又ハ所有者其ノ他關係人ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス砂鑛區カ第五條ニ規定セル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 本令公布前ニ私有地ニ於テ鑛業ニ從事シタル者ハ第三條ノ規定ニ準據シ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ關東(都督)ニ届出ツヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 前二條ノ手續ヲ爲シタル場合ニ於テハ届出ノ日ニ於テ本令ニ依リ許可シタルモノト看做ス

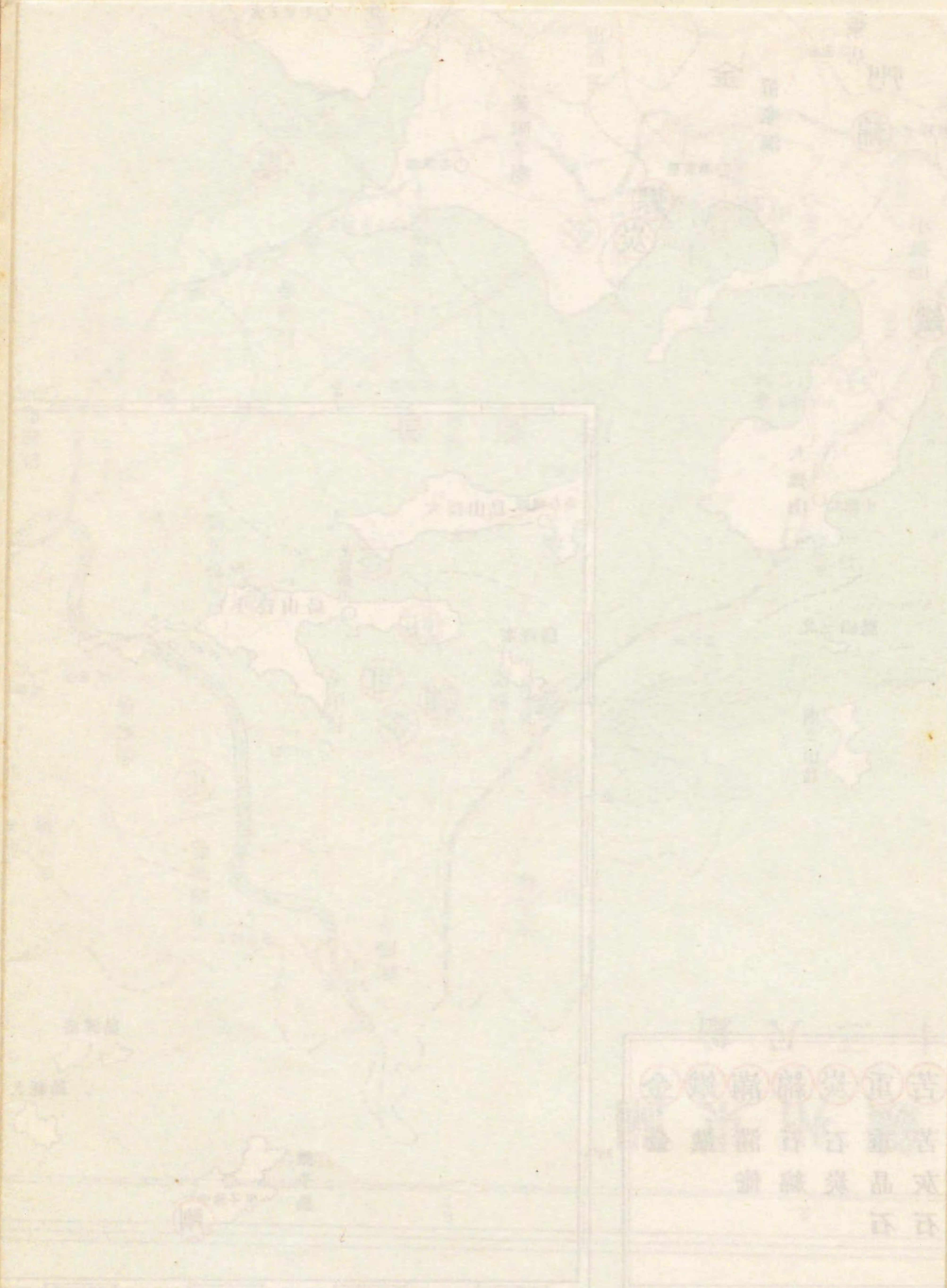
第三十七條 臨時關東州鑛業規則ニ基キ關東州鑛區分界確定證書登錄簿ニ登錄セラレタル者發見届(假試掘終了届)登錄簿ニ登錄セラレタル者ニシテ日本政府ヨリ未タ其ノ權利ヲ確認セラレサル者及搜索ノ爲露國關東州長官ヨリ土地ノ貸下ヲ受ケタル者ハ其ノ證據書類ヲ添附シテ本令施行ノ日ヨリ一年以内ニ鑛業ノ許可ヲ願出ツヘシ
前項ノ規定ニ依リ許可ノ願出ヲ爲シタル權利者ハ其ノ地域ニ付他人ニ優先ス

第三十八條 第三十四條若ハ第三十五條ニ依ル届出又ハ第三十七條ニ依ル願出ヲ爲ササル者ハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノト看做ス

關東州鑛業取締規則ニ依ル鑛物ノ種類

大正二年十一月九日
關東都督府告示第百三十一號
改正 大正四年第一二四號
昭和二年第一〇七號

關東州鑛業取締規則ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛(砂金ヲ含ム)、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛(砂錫ヲ含ム)、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛(砂鐵ヲ含ム)、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、磷鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、硫黃、石絨、雲母、苦灰石、滑石、重晶石、螢石及貴重ナル玉石類ヲ謂フ




立憲民政黨
政務調查館

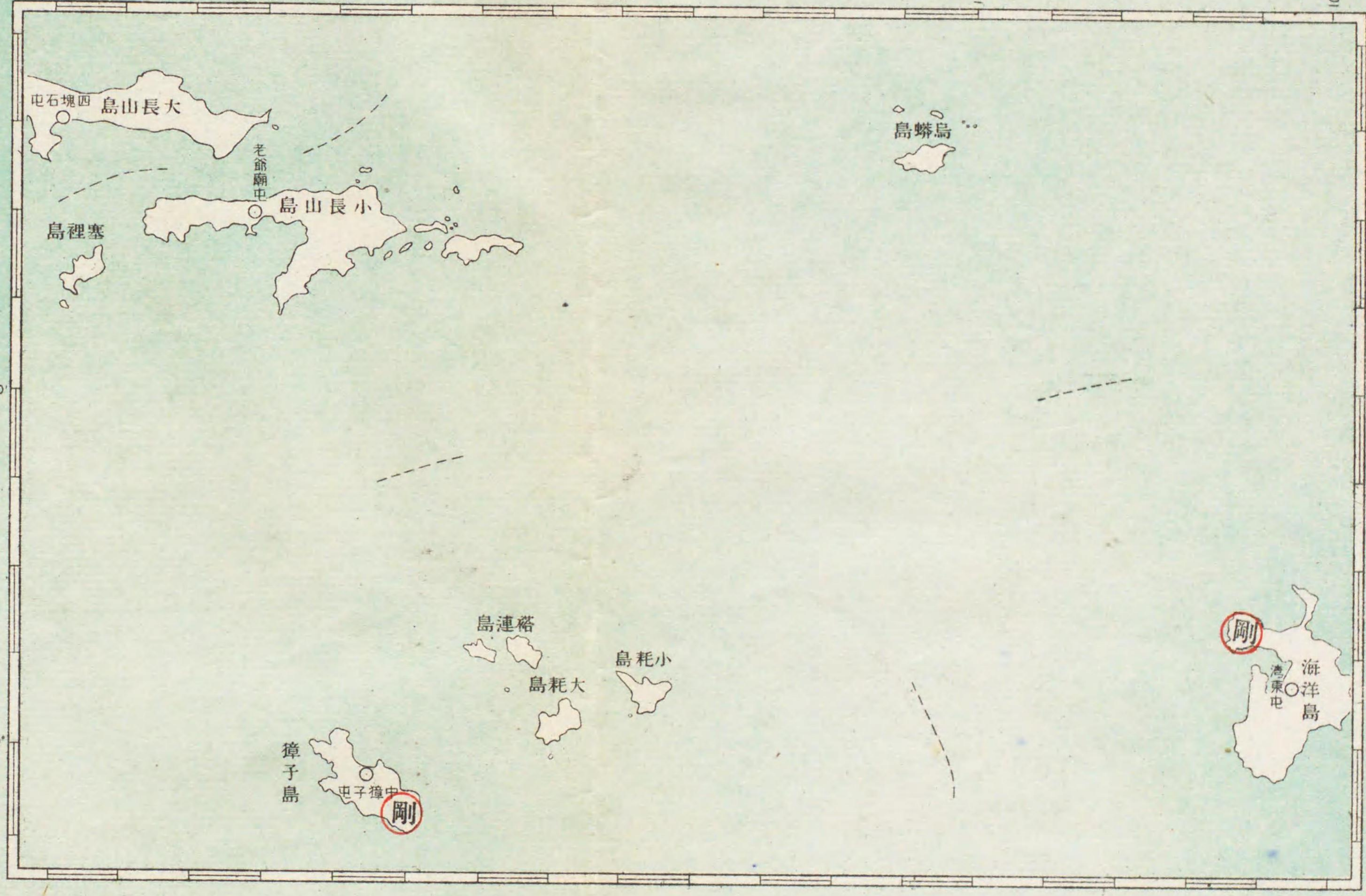
關東州鑛產分布圖

縮尺三萬一





金	鐵	滿	綿	炭	重	螢	螢	磐	剛	石	大	硅
金	鐵	滿	石	石	重	螢	螢	磐	金	石	大	硅
金	鐵	滿	石	炭	重	螢	螢	磐	剛	灰	理	石
		儂	綿	晶	晶	石	石	土	砂	岩	石	





昭和九年十月一日印刷
昭和九年十月五日發行

【非賣品】

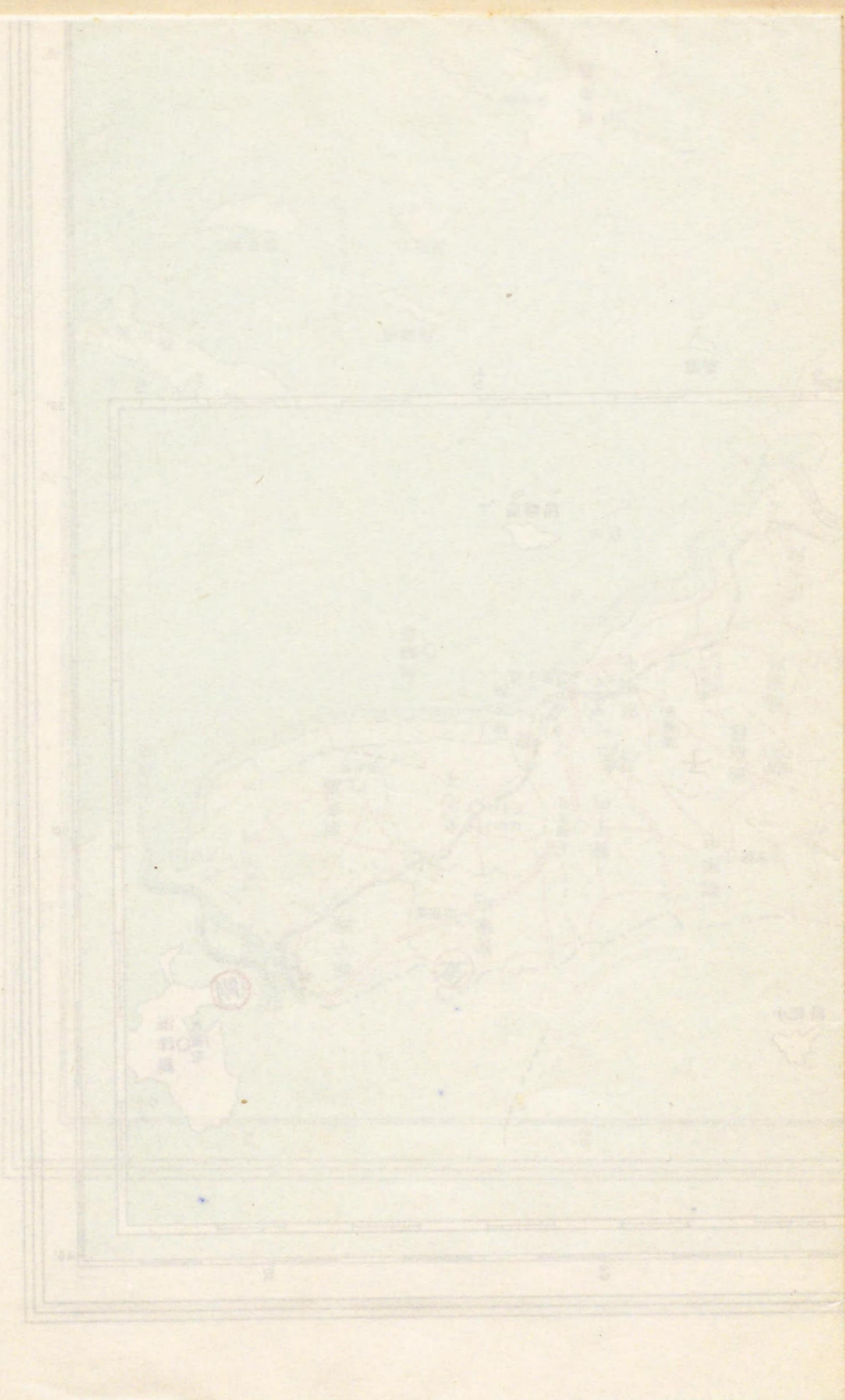
關東廳內務局農林課

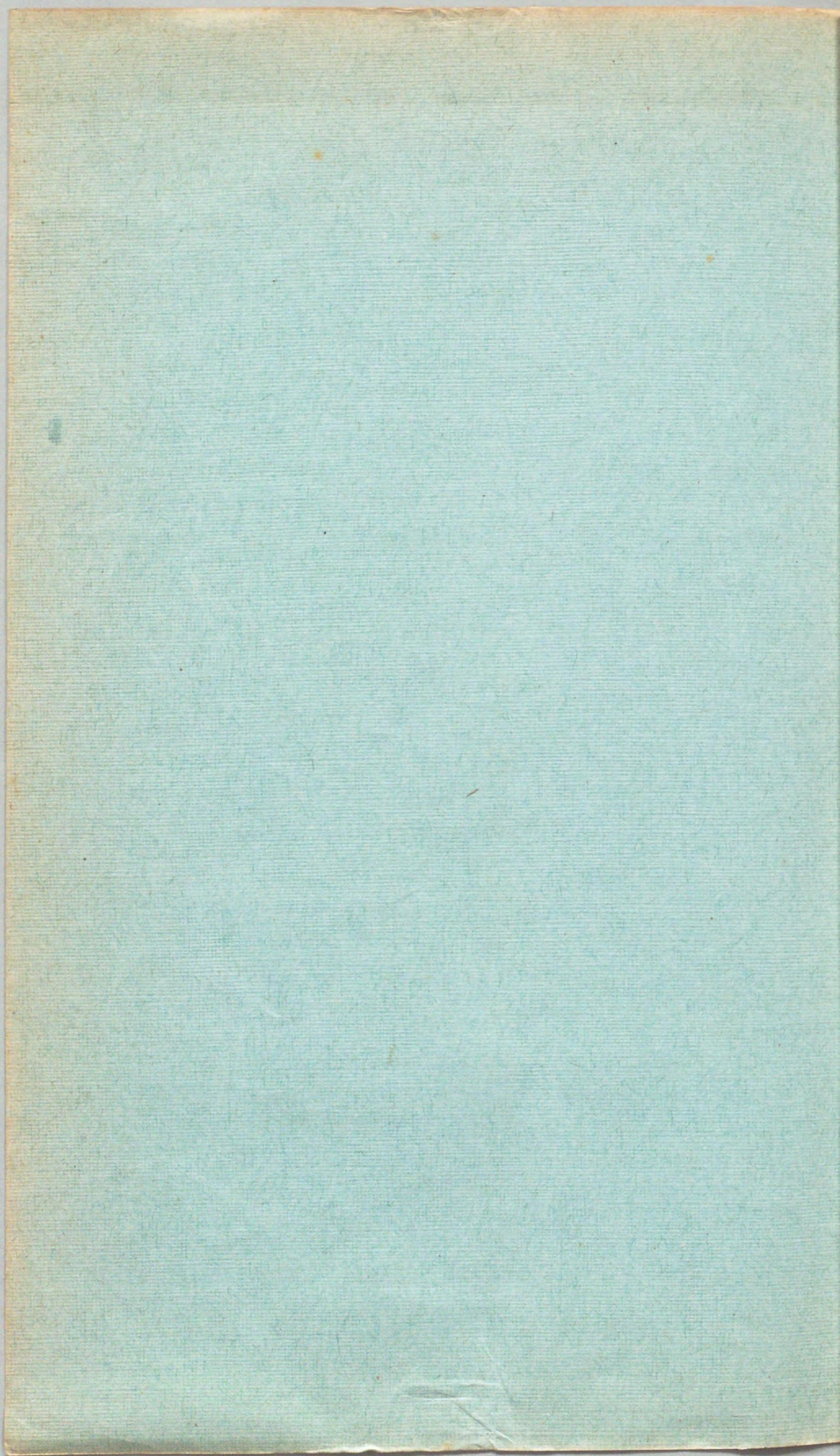
大連市東公園町三十一番地

印刷人 吾妻力松

大連市東公園町三十一番地

印刷所 滿洲日報社印刷所





中華民國二十一年五月一日出版

【新書】

關東國內務行政

編者 汪 榮 氏

大連市奉天路三十一號

關東州 滿洲日報社印刷

